

基 発 0424 第 2 号
令和 5 年 4 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する
省令の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 70 号。以下「改正省令」という。）については、令和 5 年 4 月 24 日に公布され、公布日から施行（一部規定については、令和 6 年 1 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「令和 4 年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）等について、より円滑な施行を期するため、所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

（1）化学物質の含有量の通知関係

令和 4 年改正省令による改正後の安衛則第 34 条の 2 の 6 において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定による文書（以下「SDS」という。）の交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントの通知が義務付けられたところ、当該通知により、契約又は事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、成分の含有量の通知方法について追加

の規定を設けたものであること。

(2) 改善が困難とされた第三管理区分場所の測定関係

令和4年改正省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第5項等の規定による測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を講じた場合は、有機則第28条第2項等の規定による作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

(3) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）の施行に伴う所要の改正を行ったものであること。

3 施行日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布日から施行することとしたこと。ただし、2（3）に係る規定については、令和6年1月1日から施行することとしたこと。なお、改正省令による改正後の令和4年改正省令の規定については、令和6年4月1日施行であること。

第2 細部事項

1 化学物質の含有量の通知（安衛則第34条の2の6第2項関係）

(1) 有機則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特定化則」という。）の適用対象物質については、その含有量によって法令の適用関係を明らかにする必要性等があることから、本規定の適用を除外したものであること。

(2) 「当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、当該成分の含有量がいわゆる営業上の秘密に該当するものをいうこと。また、「その旨を明らか」にする方法は、SDSにおいて、当該成分の含有量が営業上の秘密に該当することを記載する等の方法があること。

(3) 「10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲」とは、「10－20%」等の10パーセント刻みの記載方法をいうこと。この規定は法令上の最低基準であるため、10パーセント刻みより狭い幅の濃度範囲を通知することは当然に可能であること。

- (4) 「成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件」とは、秘密保持契約その他の秘密の保全のために一般的に必要とされる方法をいうものであり、不当に厳しい措置を譲渡・提供する相手方に求め、必要な情報の提供を阻害することを認める趣旨ではないこと。一方で、相手方の事業者が、秘密の保全のために一般的に必要とされる措置の実施に応じない場合は、より詳細な内容を通知する必要はなく、10パーセント刻みで通知すればよいこと。
- (5) 「当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知」とは、数理モデルに入力を求められる含有量の情報など、客観的な理由により、リスクアセスメントの実施に必要であると認められる含有量に関する内容を、10パーセント刻みより狭い幅の濃度範囲又は重量パーセントで通知する趣旨であること。
- (6) 本項前段の規定による通知には、「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合に、SDSには営業上の秘密に該当する旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他の秘密の保全のために一般的に必要とされる措置を講じた上で、成分及びその含有量を別途通知する方法が含まれること。

2 改善が困難とされた第三管理区分場所の測定（令和4年改正省令による改正後の有機則第28条の3の2第5項、鉛則第52条の3の2第5項、特化則第36条の3の2第5項及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3の2第5項関係）

- (1) 有機則第28条の3の2第5項等において第三管理区分に区分された場所は、作業環境管理専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により物質の濃度の測定（以下「保護具選択測定」という。）を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務付けなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能であること。これを踏まえ、本項は、二種類の測定義務による現場の混乱を防ぐことを目的とし、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないとする趣旨であること。
- (2) 今回の改正は、作業環境測定の実施を「要しない」とするものであり、事業者は、使用する化学物質や作業方法等を変更した場合、

任意に作業環境測定を実施し、その結果によって第一管理区分又は第二管理区分へ環境が改善していることを確認することができること。

第3 関係通達の改正について

- 1 令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の第4の4（2）について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
（2）安衛則第34条の2の6 <u>第1項関係</u> <u>本項は、SDS等における通知事項のうち「成分の含有量」について、重量パーセントによる濃度の通知を原則とする趣旨であること。なお、通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」の記のⅢ第8の2（2）に示したとおり、重量パーセントへの換算方法を明記していれば、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。</u> （削る）	（2）安衛則第34条の2の6 関係 <u>ア SDS等における通知事項のうち「成分の含有量」について、GHS及びJIS Z 7253の原則に従って、従前の10パーセント刻みでの記載方法を改めるものであること。重量パーセントによる濃度の通知が原則であるが、通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」の記のⅢ第8の2（2）に示したとおり、重量パーセントへの換算方法を明記していれば、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。</u> <u>イ 「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合については、SDS等にはその旨を記載の上、成分及びその含有</u>

	<u>量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した情報伝達の方法により別途通知することも可能であること。</u>
--	---

- 2 令和4年12月26日付け基発1226第4号「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について」の第3について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
1～3 (略) <u>4 がん原性物質に該当する旨のSDS等による通知について</u> <u>安衛則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)の通知事項である「適用される法令」の「法令」には、本告示が含まれること。この場合、リスクアセスメント対象物の名称が包括的な名称で規定されている物質であってそのうち一部の物質が本告示で定めるがん原性物質に該当するものを譲渡し、又は提供するに当たっては、SDS等に記載する成分の名称は、リスクアセスメント対象物の名称に関わらず、該当するがん原性物質の名称とすること。</u>	1～3 (略) (新設)

○（参考）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）による改正条文対照表

（傍線部分は労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の改正部分、

網掛部分は本改正による改正部分）

※本改正による改正条項のみ抜粋した改正後の新旧対照表

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）改正後欄	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）改正前欄
【労働安全衛生規則】 第三十四条の二の六（略）	【労働安全衛生規則】 第三十四条の二の六（略） （新設）
2 前項の規定にかかわらず、一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。	
【特定化学物質障害予防規則】 第三十六条の三の二（略） 2 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じ	【特定化学物質障害予防規則】 （新設）

なければならない。この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一、三
（略）
6・9
（略）

【有機溶剤中毒予防規則】

第二十八条の三の二
（略）

2・4
（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定による測定を行うことを要しない。

一、三
（略）
6・7
（略）

【鉛中毒予防規則】

第五十二条の三の二
（略）

2・4
（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一、三
（略）
6・7
（略）

【粉じん障害防止規則】

第二十六条の三の二
（略）

2・4
（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十六条第一項の規

【有機溶剤中毒予防規則】
（新設）

【鉛中毒予防規則】
（新設）

【粉じん障害防止規則】
（新設）

6 ・ 7	一 三 (略)	定による測定を行うことを要しない。
--------------	-----------------	-------------------

○厚生労働省令第七十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表改正前欄の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六中「第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならぬ。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。」を

「第三十四条の二の六 法第五十七条の二

(新設)

第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセント

の通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行う

ことができる。

に改め、同表改正後欄の労働安全衛生規則第三十四条の二の六に次の一項を加える。

「

2 前項の規定にかかわらず、一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益

を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。

第五条の表改正後欄の特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第五項中「講じなければならない。」の下に「この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。」を加える。

第七条の表改正前欄の有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十四条中「2（略）」を削り、同表改正後欄の有機溶剤中毒予防規則第二十四条中「2（略）」を削り、同欄の有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三の二第五項中「講じなければならない。」の下に「この場合において、第二十八条第二項の規定による測定を行うことを要しない。」を加える。

第九条の表改正後欄の鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第五項中「講じなければならない。」の下に「この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。」を加える。

第十一条の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第二五項中「講じなければならない。」の下に「この場合においては、第二十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。」を加える。

第二条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

第五条の表改正前欄の特定化学物質障害予防規則第三十八条の三中「第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二

十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り

「四

扱う作業場に限る。次条において同じ。）を「特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場」に、

次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

イ・ロ （略）

を

（新設）

ハ ト （略）

「

「五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

イ ヱ （略）

(新設)

トヽ又| (略)

」

に、「一ヽ三 (略)」を「一ヽ四 (略)」に改め、同表改正後欄の特定化学物質障害予防規則第三十八条の三中「第一類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)」又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)」を「特定化学

「四 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しな

物質を製造し、又は取り扱う作業場」に、

イ・ロ (略)

ハ 第三十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措

ニ・チ (略)

ければならない旨及び使用すべき保護具等

「五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用し

を

イ・ヘ (略)

置を講ずべき場所

ト 第三十六条の三の二第四項及び第五項の規定によ

チ・ル (略)

なければならぬ旨及び使用すべき保護具

る措置を講ずべき場所

に、
「一・三 (略)」を「一・四 (略)」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

沖労発基 0612 第 1 号
令和 5 年 6 月 1 2 日

別記の団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり省令が改正されまして、令和 5 年 4 月
2 4 日から施行（一部規定につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から施行）してお
ります。

貴団体におかれましては、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきま
すとともに、各事業場において周知されますよう特段のご配慮をお願いいたし
ます。

○別添 令和 5 年 4 月 2 4 日付け基発 0424 第 2 号「労働安全衛生規則等の一
部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」

(担当) 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課
労働衛生専門官 大村
電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 沖縄県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄総支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 沖縄県支部

一般社団法人日本クレーン協会 沖縄県支部

一般社団法人日本クレーン協会 沖縄検査事務所

一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部

一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄検査事務所

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 沖縄支部